

自動車燃料消費量統計月報

平成 28年 11月分



凡 例

1. この月報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査) 平成 28 年 11 月分の調査結果である。
2. 営業用バスの走行キロは、平成 24 年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている「自動車輸送統計調査（基幹統計調査）」の数値を用いているが、平成 25 年 4 月分から、本調査の結果を用いて公表している。
3. 平成 21 年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
5. この月報で用いている符号は次のとおりである。
「0」—— 単位未満
「-」—— データなし、推計省略
「※」—— 暫定数値
「r」—— 改訂数値
6. この月報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室（電話 03-5253-8346）に連絡されたい。

概要

1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和35年から自動車輸送統計調査で実施されてきたが、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成22年度から本調査により調査・集計を行い、その結果を公表している。

3. 調査対象

登録自動車（道路運送車両法第4条）及び軽自動車（道路運送車両法第60条）を調査対象とし、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している（別表1参照）。なお、以下の自動車については、調査から除外している。

- ・大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・二輪車等
- ・専ら緊急の用に供するための自動車（消防車、警察車等）

4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を配布及び回収し行っている。
また、調査は自計報告で行っている。

5. 調査時期

調査は毎月行っており、約9,600の自動車の使用者に対して調査票を配布している。
また、調査期間は、平成28年4月分から、別表1のとおり、国土交通大臣が指定する7日間又は1ヶ月間としている。

6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^n (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X:推計値

D:調査月の日数

d:調査期間の日数

Y:母集団の補助変量の総和

x_i:第i標本の統計値

y_i:第i標本の補助変量

n:標本数

別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

調査対象車両				調査期間
業態（注1）	分類番号（注2）	輸送形態（注1）	車種	
営業用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	7日
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小型車	
	8・80～89及び800～899		特種車	
	40～49・400～499及び600～699		軽自動車	
	2・20～29及び200～299	旅客自動車	バス	
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		乗用車	
自家用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	積載量2トン以上
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小型車	積載量2トン未満
	8・80～89及び800～899		特種車（注3）	貨物輸送車
	40～49・400～499及び600～699			7日
	2・20～29及び200～299	旅客自動車	非貨物輸送車	1ヶ月
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		軽自動車	
	50～59・500～599・700～799・80～ 89及び800～899		バス	7日
			乗用車（注4）	
			軽自動車	1ヶ月

- (注) 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
 2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
 3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。
 　　貨物輸送車は、タンクローリー（液体やガスなどを運搬）、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。
 　　非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供さない自動車である。
 4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

(注2関係)

登録自動車

自動車種別及び用途		分類番号
普通自動車	貨物自動車	1・10～19及び100～199
	乗合自動車	2・20～29及び200～299
	乗用自動車	3・30～39及び300～399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40～49・400～499・ 60～69及び600～699
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50～59・500～599・ 70～79及び700～799
特種自動車		8・80～89及び800～899
大型特殊自動車（次に該当するものを除く）		9・90～99及び900～999
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの		0・00～09及び000～099

軽自動車

自動車種別	分類番号
貨物自動車	40～49・400～499及び 600～699
乗用自動車	50～59・500～599及び 700～799
特種自動車	80～89及び800～899

用語の解説

自動車の種別

1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
 - (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
 - (2) 旅客自動車とは、人の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
2. 自動車は業態によって営業用と自家用に分けられる。
 - (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
 - (2) 自家用とは、営業用以外のもの〔例えば自家の取り扱う貨物又は当該自動車の所有者（又は使用者）とその家族若しくは従業員等を輸送する自動車〕をいう。

燃料消費量

自動車の燃料消費量をリットル及び立方メートルで表したもので、使用の用途を問わない。

走行キロ

自動車が走った距離をキロメートルで表したもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。

実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したもの。

走行 1 km当たり燃料消費量

燃料消費量 ÷ 走行キロ

1 日 1 車当たり走行キロ

走行キロ ÷ 実在延日車

地方運輸局の区分

自動車の燃料消費量等の実績は、当該登録自動車及び軽自動車の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道 北海道

近畿 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県

東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

関東 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

北陸信越 新潟県、富山県、石川県、長野県

九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

中部 福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

参考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

種 別		自動 車						
		普通自動車	小 型 自 動 車		軽 自 動 車		大型特殊自動車	小型特殊自動車
代表的な自動車		バス 大型トラック 大型乗用車 普通特種車	小型トラック 小型乗用車 小型特種車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ スクーター	ロードローラー クレーン車 ブルドーザー
構	車輪数	4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし 制限なし
造	大きさ (m)	4輪以上の小型自動車 より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	4.7以下 1.7以下 2.8以下 農耕作業自動車 は制限なし
	エンジンの 総排気量(CC)	同 上	660を超 2,000以下	660を超える	250を超える	660以下	125を超 250以下	制限なし 制限なし

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員30人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。

農耕作業自動車は35km/h未満。

その他の特殊自動車は15km/h。

注3) 四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

目 次

平成28年11月自動車燃料消費量及び走行キロの概要 1

(統計表)

第1表 燃料別・車種別 総括表	3
第2表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 燃料消費量	4
第3表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 走行キロ	5
第4表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 燃料消費量	6
第5表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 走行キロ	8

平成28年11月 自動車燃料消費量及び走行キロの概要

平成28年11月における自動車による全国の燃料消費量及び走行キロは〔表－1〕のとおりである。

ガソリンの消費量は、営業用自動車では62千kℓ、自家用自動車では4,074千kℓであった。また、走行キロは、営業用自動車が638百万km、自家用自動車が48,381百万kmであった。

軽油の消費量は、営業用自動車では1,363千kℓ、自家用自動車では710千kℓであった。また、走行キロは、営業用自動車が5,177百万km、自家用自動車が4,299百万kmであった。

LPG及びCNGの消費量は、それぞれ126千kℓ、5,077千m³であった。また、走行キロは、LPG車が698百万km、CNG車が21百万kmであった。

表－1 燃料別・業態別自動車燃料消費量及び走行キロ

燃 料	業態・車種		燃料消費量 (千kℓ、千m ³)			走行キロ (百万km)		
			28年11月	27年11月	前年度比(%)	28年11月	27年11月	前年度比(%)
ガソリン	営 業 用	貨物自動車	47	48	98.7%	496	501	98.9%
		旅客自動車	15	15	102.0%	142	126	112.2%
		営業用計	62	63	99.5%	638	628	101.6%
	自 家 用	貨物自動車	654	655	99.9%	7 554	7 473	101.1%
		旅客自動車	3 420	3 361	101.8%	40 828	39 606	103.1%
		自家用計	4 074	4 016	101.5%	48 381	47 079	102.8%
ガソリン計			4 136	4 078	101.4%	49 019	47 706	102.8%
軽 油	営 業 用	貨物自動車	1 251	1 255	99.7%	4 806	4 799	100.1%
		旅客自動車	112	118	95.3%	372	379	97.9%
		営業用計	1 363	1 373	99.3%	5 177	5 178	100.0%
	自 家 用	貨物自動車	561	550	102.1%	3 231	3 282	98.4%
		旅客自動車	149	147	101.1%	1 069	1 039	102.9%
		自家用計	710	697	101.9%	4 299	4 321	99.5%
軽油計			2 073	2 070	100.2%	9 477	9 499	99.8%
L P G	営業用乗用車		119	129	92.6%	668	712	93.8%
	その他LPG車		7	8	90.9%	30	33	91.1%
	LPG計		126	136	92.5%	698	745	93.7%
C N G		CNG計	5 077	6 116	83.0%	21	26	80.8%

※CNG車の燃料消費量単位は千m³、CNG車以外の燃料消費量単位は千 kℓである。

平成28年11月における自動車による地方運輸局別の燃料消費量及び走行キロは〔表－2〕のとおりである。

運輸局別にガソリンの消費量を見ると、関東が1,094千kℓ（構成比26.4%）と最も多く、次いで、中部が607千kℓ（同14.7%）、九州が553千kℓ（同13.4%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が12,641百万km（同25.8%）と最も多く、次いで、中部が7,173百万km（同14.6%）、九州が7,063百万km（同14.4%）の順となっている。

次に、運輸局別に軽油の消費量を見ると、関東が576千kℓ（構成比27.8%）と最も多く、次いで、近畿が290千kℓ（同14.0%）、中部が285千kℓ（同13.8%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が2,618百万km（同27.6%）と最も多く、次いで、近畿が1,317百万km（同13.9%）、中部が1,310百万km（同13.8%）の順となっている。

表－2 地方運輸局別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

運輸局	ガソリン		走行キロ(百万km)	構成比
	燃料消費量(千kℓ)	構成比		
全国計	4 136 (4 078)	100.0 (100.0)	49 019 (47 706)	100.0 (100.0)
北海道	203 (197)	4.9 (4.8)	2 141 (2 078)	4.4 (4.4)
東北	404 (350)	9.8 (8.6)	4 660 (4 538)	9.5 (9.5)
関東	1 094 (1 123)	26.4 (27.5)	12 641 (12 354)	25.8 (25.9)
北陸信越	304 (262)	7.3 (6.4)	3 473 (3 378)	7.1 (7.1)
中部	607 (647)	14.7 (15.9)	7 173 (6 984)	14.6 (14.6)
近畿	551 (551)	13.3 (13.5)	6 303 (6 160)	12.9 (12.9)
中国	278 (289)	6.7 (7.1)	3 654 (3 542)	7.5 (7.4)
四国	143 (147)	3.5 (3.6)	1 910 (1 851)	3.9 (3.9)
九州	553 (511)	13.4 (12.5)	7 063 (6 822)	14.4 (14.3)

運輸局	軽油		走行キロ(百万km)	構成比
	燃料消費量(千kℓ)	構成比		
全国計	2 073 (2 070)	100.0 (100.0)	9 477 (9 499)	100.0 (100.0)
北海道	143 (139)	6.9 (6.7)	565 (580)	6.0 (6.1)
東北	201 (218)	9.7 (10.5)	963 (967)	10.2 (10.2)
関東	576 (542)	27.8 (26.2)	2 618 (2 601)	27.6 (27.4)
北陸信越	134 (136)	6.5 (6.6)	591 (602)	6.2 (6.3)
中部	285 (295)	13.8 (14.3)	1 310 (1 305)	13.8 (13.7)
近畿	290 (288)	14.0 (13.9)	1 317 (1 311)	13.9 (13.8)
中国	133 (142)	6.4 (6.9)	641 (646)	6.8 (6.8)
四国	71 (71)	3.4 (3.4)	317 (321)	3.3 (3.4)
九州	239 (240)	11.5 (11.6)	1 155 (1 168)	12.2 (12.3)

運輸局	LPG		走行キロ(百万km)	構成比
	燃料消費量(千kℓ)	構成比		
全国計	126 (136)	100.0 (100.0)	698 (745)	100.0 (100.0)
北海道	7 (7)	5.5 (5.3)	42 (46)	6.0 (6.1)
東北	6 (8)	5.0 (5.8)	35 (38)	5.0 (5.2)
関東	50 (50)	39.3 (36.7)	263 (274)	37.6 (36.8)
北陸信越	4 (4)	3.1 (3.0)	20 (22)	2.9 (2.9)
中部	10 (11)	8.0 (8.1)	58 (61)	8.2 (8.2)
近畿	22 (26)	17.4 (18.9)	123 (133)	17.6 (17.8)
中国	6 (8)	5.0 (5.8)	38 (41)	5.5 (5.5)
四国	3 (4)	2.4 (2.6)	17 (19)	2.5 (2.5)
九州	18 (19)	14.4 (13.9)	102 (111)	14.7 (14.9)

運輸局	CNG		走行キロ(百万km)	構成比
	燃料消費量(千m ³)	構成比		
全国計	5 077 (6 116)	100.0 (100.0)	21 (26)	100.0 (100.0)
北海道	242 (380)	4.8 (6.2)	1 (1)	5.7 (5.7)
東北	90 (65)	1.8 (1.1)	0 (0)	1.3 (1.2)
関東	2 426 (2 885)	47.8 (47.2)	9 (11)	43.2 (43.9)
北陸信越	84 (105)	1.7 (1.7)	0 (1)	2.3 (2.3)
中部	435 (650)	8.6 (10.6)	2 (3)	10.7 (10.6)
近畿	1 398 (1 582)	27.5 (25.9)	6 (7)	28.2 (27.6)
中国	182 (239)	3.6 (3.9)	1 (1)	4.5 (4.6)
四国	47 (71)	0.9 (1.2)	0 (0)	1.1 (1.0)
九州	173 (139)	3.4 (2.3)	1 (1)	2.9 (3.0)

※()内は平成27年11月分の数値である。